令和３年12月15日

大　阪　市　長　　　松井　一郎　様

大阪市代表監査委員　森　 伊吹 様

大阪市公正職務審査委員会

委員長　中井　洋恵

公益通報（第31－90－73号）に関する関係所属の対応について

　標題について、令和２年３月24日付けで本委員会が実施した勧告に対して、貴職が次のような措置をとったことが確認できたので、本件公益通報についての処理を終了します。

　なお、監査業務は、監査対象所属との調整等において担当職員に心理的負担がかかりやすいことを踏まえ、良好な職場環境の維持・改善に努めてください。

記

確認内容

１　代表監査委員の行為について

　　勧告当時の代表監査委員は令和２年３月24日をもって辞任した。後任の代表監査委員について、職員がパワーハラスメントであると感じるような行為は指摘されていない。

２　組織としてパワーハラスメントを防止し、職場環境を改善する具体的かつ実効性のある措置をとることについて

(1) 大阪市長が、全所属長に対し、パワーハラスメントの防止・対策の一層の推進に取り組むよう指示する通知（令和２年５月29日付け）を発出し、また、幹部職員によるハラスメントに対し組織的な対応を行うことが可能となる体制を構築することや、所属長等を対象としたハラスメント研修（令和３年２月～３月）を実施し、組織としてパワーハラスメントを防止し、職場環境を改善する具体的かつ実効性のある措置をとったこと。

(2) 行政委員会事務局において、ハラスメントに対し、組織として適切に対応するための「行政委員会事務局ハラスメント防止会議」（以下「局ハラスメント会議」という。）が令和２年５月28日に設置されたこと。

また、行政委員会事務局では、監査部の職場環境に係る状況や課題等を代表監査委員及び局長ほか幹部職員間で意見交換や情報共有を行い、今後の方針について局長自らの言葉でメッセージを発信するとともに、監査課職員に対し職場環境に関するアンケートを実施し、局ハラスメント会議 (令和２年度４回、令和３年度３回)等において、職場環境アンケートや監査部の職場環境改善に関する取組について協議や報告を行うなど、職場環境を改善する具体的かつ実効性のある措置をとったこと。

３ 職場環境の改善に係るモニタリングを行うことについて

監査課職員に対し職場環境に関するアンケートを実施(令和２年度1回、令和３年度1回)することにより、職場環境の改善につきモニタリングを行っている。

（参考）勧告の内容

(1) 代表監査委員は、職員がパワーハラスメントであると感じるような行為は厳に慎み、良好な職場環境となるようこれまでの言動を改めること。

(2) 大阪市長及び代表監査委員は、組織としてパワーハラスメントを防止し、職場環境を改善する具体的かつ実効性のある措置をとること。

(3) 大阪市長及び代表監査委員は、適時に監査課職員に対し職場環境に関するアンケート等を実施することにより、職場環境の改善につきモニタリングを行うこと。